

○ 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）（第十九条関係）

改 正 案	現 行
第二十一条（略） （略） 第一項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス但行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ第一項（第二十四条ノ二第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル交付ノ請求又ハ第二項（第二十四条ノ二第三項及ビ第二十四条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ請求ヲ為ストキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得 第二十六条 登記ハ行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ申請スル場合ヲ除ク外登記権利者及ヒ登記義務者又ハ其代理人登記所ニ出頭シテ之ヲ申請スルコトヲ要ス （略） 第四十七条（略）	第二十一条（同上） （同上） 第一項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス 第二十六条 登記ハ登記権利者及ヒ登記義務者又ハ其代理人登記所ニ出頭シテ之ヲ申請スルコトヲ要ス （同上） 第四十七条（同上） （同上）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ為ス登記ノ申請ニ付テハ第一項ノ規定中申請書ヘノ記載ニ関スル部分及ビ第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ	(新設)
第百五十一条ノ三 (略) ノ (略) 第一項及ビ第五項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス但行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ第一項、第二項又ハ第五項ノ請求ヲ為ストキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得	第百五十一条ノ三 (同上) ノ (略) 第一項及ビ第五項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第二十条関係）

改 正 案	現 行
第百十七条の七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。 第四十七条の規定は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。 第四十条又は民法第七百四十一条若しくは第八百一条の規定による届出及び第四十一条の規定による証書の謄本の提出については、情報通信技術利用法第三条の規定は、適用しない。 戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六条の規定は、適用しない。	（新設）

改 正 案	現 行
（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明） 第十二条の二 1～9 （略） 10 前項に規定する証明及び証明の請求については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条及び第四条の規定は、適用しない。 （手数料） 第十三条 （略） 2 第十条から前条までの手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十一条若しくは第十二条第一項又は同条第二項において準用する第十一条第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。 （当事者出頭主義） 第十六条 登記の申請は、この法律に別段の定めがある場合及び情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする場合を除くほか、当事者又はその代理人が登記所に出頭	（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明） 第十二条の二 1～9 （同上） （新設） （手数料） 第十三条 （同上） 2 第十条から前条までの手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。 （当事者出頭主義） 第十六条 登記の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、当事者又はその代理人が登記所に出頭してしなければならない。

してしなければならない。	
2 (略)	2 (同上)
(受付)	(受附)
第二十一条 (略)	第二十一条 (同上)
2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。	(新設)
(手数料)	(手数料)
第百十三条の五 (略)	第百十三条の五 (同上)
2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百十三条の三又は前条第一項若しくは第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。	2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

- 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）（第二十二条関係）

改 正 案	現 行
（登記ファイルに記録されている事項を証明した書面） 第三条 1～3 （略） 4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。	（登記ファイルに記録されている事項を証明した書面） 第三条 1～3 （同上） 4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、登記印紙をもつてしなければならない。

○ 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）（第二十三条関係）

改 正 案	現 行
（手数料の納付） 第十六条（略） 2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。	（手数料の納付） 第十六条（同上） 2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。

○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）（第二十四条関係）

改正案	現行
（手数料） 第十一条（略） 2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。	（手数料） 第十一条（同上） 2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。

改 正 案	現 行
（人権委員会に対する報告） 第六十八条（略） 2 前項の規定により厚生労働大臣又は国土交通大臣が行う報告書の作成及び送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令又は国土交通省令」とする。 （勧告及びその公表） 第七十二条（略） 2（略） 3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合において、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令又は国土交通省令」とする。	（人権委員会に対する報告） 第六十八条（同上） （新設） （勧告及びその公表） 第七十二条（同上） 2（同上） （新設）

規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。	
（資料の閲覧及び謄抄本の交付等） 第七十三条（略）	（資料の閲覧及び謄抄本の交付等） 第七十三条（同上）
2（略） 3 第一項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。	2（同上） （新設）
4（略） （勧告及びその公表） 第七十八条（略）	3（同上） （勧告及びその公表） 第七十八条（同上）
2（略） 3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報	2（同上） （新設）

通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。	
（資料の閲覧及び謄抄本の交付等） 第七十九条（略）	（資料の閲覧及び謄抄本の交付等） 第七十九条（同上）
2（略） 3 第一項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。	2（同上） 3（新設）
4（略） 附則	3（同上） 附則

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正) 第六条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条中「公安審査委員会規則」の下に「、人権委員会規則」を、同条ただし書中「公安審査委員会」の下に「、人権委員会」を加える。	(新設)
(特定非営利活動促進法の一部改正)	(新設)
第七条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条の二中「公安審査委員会規則」の下に「、人権委員会規則」を加える。	
(国家行政組織法の一部改正)	(国家行政組織法の一部改正)
第八条 (略)	第六条 (同上)
(法務省設置法の一部改正)	(法務省設置法の一部改正)
第九条 (略)	第七条 (同上)
(国土交通省設置法の一部改正)	(国土交通省設置法の一部改正)
第十条 (略)	第八条 (同上)